

# 平成29年度労働保険料の確定・概算申告のお知らせ

長野労働局総務部労働保険徴収室

## 平成29年度労働保険年度更新の手続Q&A

### ○年度更新とは？

労働保険は、保険年度の当初に概算で保険料を決めて納付し、保険年度末に賃金総額が確定したところで精算する方法をとっているため、新年度概算保険料の申告・納付と、前年度保険料を精算するための確定保険料申告・納付の手続が必要となります。

これが「年度更新」の手続です。

### ○年度更新の手続はいつ行うの？

毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

### ○年度更新申告書等の書類は？

年度更新申告書等の関係書類は、事業主あてに6月上旬に送付されます。

### ○年度更新事務の説明会は？

社会保険事務説明会に併せて実施します。日程等の詳細については、送付する年度更新申告書等の書類に同封されていますので、確認の上ご参加ください。

### ○年度更新等の手続を電子申請できますか？

労働保険の適用徴収関係手続については、インターネットによる電子申請で行うこともできます。電子申請では、労働局、労働基準監督署又はハローワークの窓口に行くことなく、夜間、休日でも手続を行うことができます。電子申請を行うにあたっては、「電子証明書」が必要となります。

なお、6月1日から7月28日までの間、労働局徴収室に電子申請体験コーナーを設置する予定です。ご利用ください。

### ○労働保険料は口座振替できますか？

金融機関窓口「労働保険料等口座振替納付依頼書」を提出することで、口座振替納付ができます。手数料はかからず、金融機関へ出向くことなく労働保険料の納付ができ、納め忘れの心配がないといったメリットがありますので、ご利用ください。

### ○年度更新の手続き後に照会等がありますか？

事業主から申告された申告書の記載内容については、記載漏れ等により内容確認が必要な場合、労働局、労働基準監督署又はハローワークから照会することがあります。

また、厚生労働省が審査委託した業者から照会することもあります。

問い合わせ先

長野労働局総務部労働保険徴収室：適用第二係 ☎026-223-0552